

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	沼津市国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

沼津市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沼津市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>●国民健康保険法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条に基づき、以下の事務を取り扱う。</p> <p>1申請等の受理、審査、応答事務 2被保険者証等に関する事務 3保険給付の支給に関する事務 4一部負担金に係る措置に関する事務 5一時差止めに関する事務 6徴収賦課に関する事務 7保健事業の実施に関する事務 8資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>●医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律第8条及び第9条により改正された国民健康保険法第36条及び第82条に基づき、以下の事務を取り扱う。ただし、国民健康保険法第113条の3に基づき、静岡県国民健康保険団体連合会に委託し、連合会は公益社団法人国民健康保険中央会に再委託する。</p> <p>1資格履歴等管理事務 2オンライン資格確認等システムへの資格履歴連携事務 3オンライン資格確認事務 4特定健診情報等の管理及び提供に関する事務 5レセプト振替事務 6薬剤情報の管理及び提供に関する事務 7医療費情報の管理及び提供に関する事務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条</p> <p>・国民健康保険法 (昭和33年12月27日法律第192号) 第36条、第82条、第113条の3</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

<p>②法令上の根拠</p>	<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二（1、2、3、4、5、6、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 <p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二（42、43、44、45、46の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、第25条の2、第26条 <p>（オンライン資格確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>国民健康保険課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>国民健康保険課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所 総務課 電話055-934-4712</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所 国民健康保険課 電話055-934-4725</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	井川 博幸	遠藤 昭男	事後	
平成28年4月1日	請求先	市民相談センター 電話055-934-4700	総務課 電話055-934-4712	事後	
平成30年4月1日	所属長	遠藤 昭男	久保田 弘行	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項	事後	
令和2年8月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業に関する事務に使用する。	特定個人情報ファイルは、資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業に関する事務、オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備事務」という。)に使用する。	事後	
令和2年8月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、統合宛名システム	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条</p> <p>(オンライン資格確認等の準備事務) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和2年8月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42、43、44、45、46の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第25条、第26条</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42、43、44、45、46の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第25条、第26条</p> <p>(オンライン資格確認の準備事務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和2年8月14日	再実施				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の資格管理、保険料の賦課・徴収、給付・レセプト管理・保険事業、統計処理を行っている。 特定個人情報ファイルは、資格管理、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業に関する事務、オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下、「オンライン資格確認の準備事務」という。)に使用する。	●国民健康保険法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条に基づき、以下の事務を取り扱う。 1申請等の受理、審査、応答事務 2被保険者証等に関する事務 3保険給付の支給に関する事務 4一部負担金に係る措置に関する事務 5一時差止めに関する事務 6徴収賦課に関する事務 7保健事業の実施に関する事務 8資料の提供等の求めに関する事務 ●医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律第8条及び第9条により改正された国民健康保険法第36条及び第82条に基づき、以下の事務を取り扱う。 ただし、国民健康保険法第113条の3に基づき、静岡県国民健康保険団体連合会に委託し、連合会は公益社団法人国民健康保険中央会に再委託する。 1資格履歴等管理事務 2オンライン資格確認等システムへの資格履歴連携事務 3オンライン資格確認事務 4特定健診情報等の管理及び提供に関する事務 5レセプト振替事務 6薬剤情報の管理及び提供に関する事務 7医療費情報の管理及び提供に関する事務	事後	法改正による項目の追加であり、重要な変更にあたらぬ。
令和3年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、統合宛名システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバ、統合宛名システム、国保総合システム、国保情報集約システム、オンライン資格確認等システム及び医療保険者等向け中間サーバー等	事後	法改正による項目の追加であり、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第24条</p> <p>(オンライン資格確認等の準備事務) ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の30の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第24条</p> <p>・国民健康保険法 (昭和33年12月27日法律第192号) 第36条、第82条、第113条の3</p>	事後	法改正による項目の追加であり、重要な変更にあたらぬ。
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・42、43、44、45、46の項</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第25条、第26条</p> <p>(オンライン資格確認の準備事務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	<p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二 (1、2、3、4、5、6、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号 ・番号法別表第二(42、43、44、45、46の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(オンライン資格確認) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	法改正による項目の追加であり、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	[○] 提供・移転しない	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事後	オンライン資格確認の実施に伴い発生する情報の提供・移転について、さらにリスク対策を強化することとしたものであり、重要な変更にあたらぬ。